

資源を賢く使うまちづくり

- 平成21年度(2009年度)までに平成10年度対比でごみ排出量を6%削減します。
- コンポストの助成件数を5000基増やします。
- ごみのリサイクル率を24%にします。
- 電力使用量を10%削減します。
- 上水道使用量を10%削減します。
- 灯油・石油使用量を10%削減します。
- 都市ガス使用量を10%削減します。
- 家庭用太陽光発電システムの助成件数を100件にします。

上記の目標を達成するためには、家庭や事業所から出る廃棄物の量を少しでも減らしたり、電気の使用量を減らすなど、毎日の生活そのものを見直すことが重要です。

具体的な取り組み

<市民・事業者は>

- ごみとなるものはできるだけ購入しないようにしましょう。
- 再利用できる不要品はリサイクルに出しましょう。
- 太陽光発電など自然の恵みを活用しましょう。
- 水を無駄なく使いましょう。
- 灯油、ガス、電気、ガソリンなどエネルギーの無駄づかいはやめましょう。

<行政は>

- 市民・事業者の省エネ省資源活動を支援します。
- 環境保全型の行動を率先して実行します。
- 環境にやさしい行動とはなにか、情報を発信していきます。



- ごみの量を減らしましょう。
- リサイクル、資源ごみ、分別は徹底しよう。
- 平成10年度の市民一人排出量は1069gです。



環境に配慮した優良店舗・メーカーなどのチェック

家庭における電気・水道・ガス使用量の把握

家庭における灯油・石油使用量の把握

家庭から出るごみの量のチェック

家庭におけるリサイクルへの取り組み努力チェック

自家用自動車の利用回数のチェック

地球の未来を考えたまちづくり

地球温暖化を防止し、あわせて大気汚染物質の排出量削減とエネルギー対策を推進するため、帯広市内の生産・生活行動によって排出される二酸化炭素量を産業部門と民生部門において平成21年度（2009年）までに平成7年（1995年）レベルから10%以上削減します。

地球環境問題への取り組みは、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことから始まります。また、この取り組みが地域の公害防止や省エネルギー対策にとっても有効なものとなるように各主体が自覚し、取り組むことが必要です。

具体的な取り組み

<市民・事業者は>

- 環境に配慮した買い物をしましょう。
- エネルギーを大切に使用しましょう
- 廃棄物は決められた方法で回収・処分に出しましょう。
- 事業者は商品を生産、販売するとき、ライフサイクルアセスメント（LCA）^{※1}の考え方配慮しましょう。

<行政は>

- 温室効果ガスの排出抑制を効果的に推進するため、省エネルギー対策を推進します。
- 新エネルギーや自然エネルギーの利用促進に向けた融資制度や誘導策を検討します。
- 地球規模での森林保全の普及・啓発及び市民活動の支援を行います。



こんな地球を救うために



環境家計簿の記入

酸性雨パックテストによる調査

※1 ライフサイクルアセスメント（LCA）

家電製品や自動車など特定の製品に着目し、生産から消費、使用、廃棄までのライフサイクル（生涯を通じて）の環境に与える影響を評価する手法。同じ機能を持つ二つの製品を比べたり、改良前後の評価にも使われる。

うるおいと安らぎの まちづくり

(アメニティーの保全と創造)



- 平成21年(2009年)までに
市民1人当たりの都市公園面積を36m²にします。
市民1人当たりの都市緑地面積を2.2m²にします。
「おいしい水の要件」を維持しつづけます。

現在の快適さだけを追求するのではなく、すべての人が、そして将来世代においても「快適なまち」であり続けることが大切です。そのためには、心の安らぎやうるおいといったものの豊かさだけでははかることのできないソフト面での充実をはかる必要があります。

具体的な取り組み

<市民・事業者は>

- 公園の維持管理に積極的に参加しましょう。
- マナーを守って、まちの美化につとめましょう。
- 「おいしい水」の恵みに感謝し、これを守っていきましょう。

<行政は>

- 各世代や障害者に配慮した、より多くの市民が安らぐ環境をめざし、周辺地域の自然環境や利用者層に配慮した公園づくりや水辺環境の保全・整備に取り組んでいきます。
- 全市一斉清掃などを推進します。
- 普及活動と自然観察員や緑の健康診断員など指導者の育成をはかります。



- いこいの場の分布調査
- 身近な緑の分布調査
- 庭木、公園の木、街路樹など
- 身近な水辺の分布調査
- 身近な生きものの分布調査
- 庭や公園の野鳥、リスなど
- 空き缶、タバコの吸い殻のポイ捨て調査

歴史を大切にしたまちづくり

(帯広遺産の保全)

指定文化財及び未指定文化財を保全していきます。
地形遺産を保全していきます。

帯広市が誇る歴史的・自然的・文化的な価値ある財産について、市民・事業者・行政が共通の認識を持つための啓発活動につとめます。そして、共通認識のもとに保全していきます。

具体的な取り組み

<市民・事業者は>

- 市の誇る財産を知り、守っていきましょう。

指定文化財、地形遺産、市の特産品など、全国に誇れる帯広の財産について知り、これらを守り育て普及していく意識を持ちましょう。

- アイヌ文化にふれましょう。

アイヌ文化に、生活の知恵を学びましょう。

<行政は>

- 文化財を保全していきます。

- 帯広の自然を活かした特産品の開発を支援します。

- 文化財に関する情報の普及と啓発をしていきます。

歴史的・自然的・文化的な価値のある文化財について情報を提供し、これらを保全していく意識の啓発や運動を展開していきます。



地名のアイヌ名調査
帯広の遺産調査
景観、文化、地形など

まちづくりは市民の手で

(市民参加・啓発)

環境情報ネットワークづくりに周辺町村と連携し取り組むとともに、環境保全活動を推進する各種団体間の情報・人材の交流につとめます。

市の自然環境が独立したものではなく、大気や水をとおして周辺町村とつながり、さらには世界ともつながっていることを認識することが重要です。そのうえで、世界、日本、北海道、十勝の中で帯広市の果たす役割を考えたまちづくりに取り組まなくてはなりません。さらに、行政は各関係機関との調整をはかりながら、広域的な視野にたった環境保全活動につとめます。

具体的な取り組み

<市民・事業者は>

- 積極的により良い環境のまちづくりに参加しましょう。
- 情報を収集し、活動の輪を広げていきましょう。

日頃から環境保全に関心を持ち、メディアや広報などから得た情報を自ら実践するとともに、ともに活動する仲間をつくりましょう。

<行政は>

- 講習会や出前環境教室など、環境教育活動を積極的に行います。
- 環境情報の提供につとめます。

誰もが活用しやすい環境情報の提供システムを確立し、相互に交流をはかっていくことをめざします。



市民の積極的な環境への提言、まちづくりへの提案

目標を達成するために

環境配慮行動指針



市民が配慮すべきこと

今日の環境問題の多くは、市民一人ひとりの日常の生活に伴って生じる環境への負荷が大きな原因となっています。

このため、市民は自らの生活が環境に与えている負荷の大きさを十分に認識し、地域社会や行政などと協力連携して取り組むことが期待されます。



事業者が配慮すべきこと

経済活動の大きな部分を占める事業者の取り組みは、環境の保全と創造の推進にとって特に重要であり事業者は、自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるなど、地域社会の一員として、環境の保全と創造のための社会的責任を果たすことが求められています。

このため事業者は、地域住民・市民・民間団体・周辺町村・行政と協力連携し、推進していくことが期待されます。



環境N G Oが配慮すべきこと

市民や事業者によって組織され、環境の保全と創造のための活動を自主的、非営利的に行っている民間体は、環境の保全と創造をすすめていくうえで極めて重要な役割を担っています。

このため、環境NGOは、市民・事業者・周辺町村・行政と協力連携し、環境の保全と創造のための取り組みを推進していくことが期待されます。



行政が配慮すべきこと

環境の保全と創造を推進するためには、地域における取り組みが不可欠であり、地域における行政施策いかに推進していくかが重要です。

このため、行政では、それぞれの地域特性に応じて、環境の保全と創造に関する総合的な計画などの策定を行うとともに、市民・事業者・環境NGOと協力連携し、環境の保全と創造のための取り組み、及び環境保全への配慮を推進していきます。